令和６年度宮崎市養育費確保支援事業　仕様書

１　事業の名称

令和６年度宮崎市養育費確保支援事業

２　実施目的

厚生労働省の 2023 年「国民生活基礎調査」の結果によると、ひとり親世帯の半分近くが貧困状態にある。その背景には、養育費の取決めをしている世帯が母子世帯では半数未満、養育費の支払いを受けている世帯は約４割にとどまっていることがあるといわれている。

このため、養育費の債務名義化を促進する方策とその履行確保について専門的な知識と経験を有する事業者から広く提案を募集し、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

３　対象者

宮崎市内在住のひとり親家庭の母又は父（以下、「対象者」という。）

４　契約期間

契約締結の日から令和７年３月３１日まで

５　基本要件

（１）養育費の債務名義化を促進する提案内容であること。
（２）不払い養育費の確保や養育費の継続的な履行確保により、対象者の生活の安定を図ることができる提案内容であること。
（３）対象者が利用しやすく、経済的負担や心理的負担が軽減される提案内容であること。
（４）業務を遂行するにあたり、法令を遵守し本市の信用を失墜させる行為を行わないこと。
（５）本市に大きな事務負担が生じることがないよう配慮された提案内容であること。
（６）原則として、令和６年６月から事業開始できる提案内容であること。
（７）事故や災害、様々な障害等の緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障を来たすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
（８）本事業の実施過程で知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。安全対策、個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩がないよう徹底した管理を実施すること。

６　業務内容

主な業務の内容は、事業者が企画提案した内容のものとし、これに本市が求める内容を付加するもとする。

（１）提案内容の実施

①企画・立案

養育費の債務名義化を促進し、不払い養育費の確保や養育費の継続的な履行確保によりひとり親世帯の生活の安定を図る内容を企画・立案すること。

②実施

契約締結後、実施方法を協議し、速やかに事業を開始すること。また、実施にあたっては関係法令を遵守すること。

（２）対象者への広報

①ホームページ・ＳＮＳ広報

ホームページやＳＮＳなどを活用し広報を行うこと。なお、広報内容、広報手段広報期間等は事前に本市と協議し決定すること。また、本市ホームページ等での広報は本市が行うが、広報期間を十分にとれるよう広報内容を作成すること。

②チラシの作成・提供

事業内容を紹介したチラシを作成し、本市の求めにより、宮崎市の相談窓口へのチラシの設置や母子・父子自立支援員によるチラシ配付などに必要な配付分の提供を行うこと。

（３）業務報告書の作成

①業務完了報告書

事業者は業務終了後、業務完了報告書を作成すること。

ア 記載事項

業務実績を記載すること。

イ その他

上記アのほか、本市が必要と認める事項を記載すること。

7　目標数

養育費の債務名義化ができた対象者を総数の１０割、養育費の履行確保ができた対象者を総数の９割以上を目標とする。

8　事業費の支払

事業費の支払については、事業者と協議して決定する。

9　当該業務実施中の事故・損害

事業者は、本業務の実施にあたり、従業員の故意又は過失により、利用者、本市、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

１０ 契約の解除

本市は、事業者が以下の各項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合、事業者に損害が生じても本市はその賠償の責めを負わないものとする。

（１）契約条項に違反したとき。
（２)事業者の責めに帰すべき理由により業務を継続できる見込みがないと本市が認めるとき。
（３）事業者は、上記の理由による契約解除により本市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

１１ 危険負担

業務実施中において、事業者の受けた損害については、本市はいかなる責めも負わない。ただし、本市の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

１２　協議

本仕様に定めのない事項については、必要に応じて本市、事業者が協議して定める。また、契約条項について、疑義が生じた場合もこれと同じ扱いとする。